



使用開始日 **2019.9.17.**  
**投資信託説明書**  
**(交付目論見書)**

# りそな・リスクコントロールファンド2019-10

愛称: みつぼしフライト2019-10

単位型投信/内外/資産複合



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います。]

## りそなアセットマネジメント 株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2858号  
 設立年月日 2015年8月3日  
 資本金 10億円(2019年5月末現在)  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 6,166億円  
 (2019年5月末現在)

照会先: りそなアセットマネジメント株式会社

お問い合わせ: **0120-223351**  
 (営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: <https://www.resona-am.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「りそな・リスクコントロールファンド2019-10」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月30日に関東財務局長に提出しており、2019年9月15日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

◆「保証契約」の表記について

本書において、信託期間中の基準価額が、あらかじめ定められた価格(以下、本書において『確保ライン』といいます。)を下回った場合に、株式会社りそな銀行が『確保ライン』を下回る差額を信託財産に支払うことを約束する契約について「保証契約」ということがあります。

本契約は民法上の保証契約を意味するものではなく、保証類似行為として行われるものです。

また本契約は、株式会社りそな銀行がファンドの元本を保証するものではありません。

◆「保証会社」の表記について

本書において、「保証契約」にもとづき支払うことを約束する株式会社りそな銀行については、販売会社および受託会社としてのりそな銀行と混同を避けるため「保証会社」と表記することがあります。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	為替ヘッジあり (部分ヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信)資産配分変更型)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定した収益の確保と、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## 投資対象

- 主として複数のマザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券(リート)などへの分散投資を行います。
- RAMマネーマザーファンドを除く各マザーファンドは、各投資対象資産における代表的なインデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※投資するマザーファンドについては後述の「ファンドの仕組み」を、各インデックスについては後述の「インデックスの著作権等について」をご参照ください。

## ファンドの特色

- 1** 投資環境の変化に応じた資産配分の調整を通じて、  
信託財産の収益確保を目指します。
- 2** ファンドの基準価額下落時においても、あらかじめ設定した  
『確保ライン』を上回る水準で運用を継続することを目指します。
- 3** 以下の条件に該当した場合、ファンドは繰上償還\*します。  
このとき、ファンド設定時に締結するりそな銀行との保証契約の  
履行により『確保ライン』を下回ることなく繰上償還します。

- 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
- 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。

\*基準価額が『確保ライン』を上回っている場合でも、上記の条件以外の理由によって委託会社が繰上償還を決定することがあります。

# ファンドの目的・特色

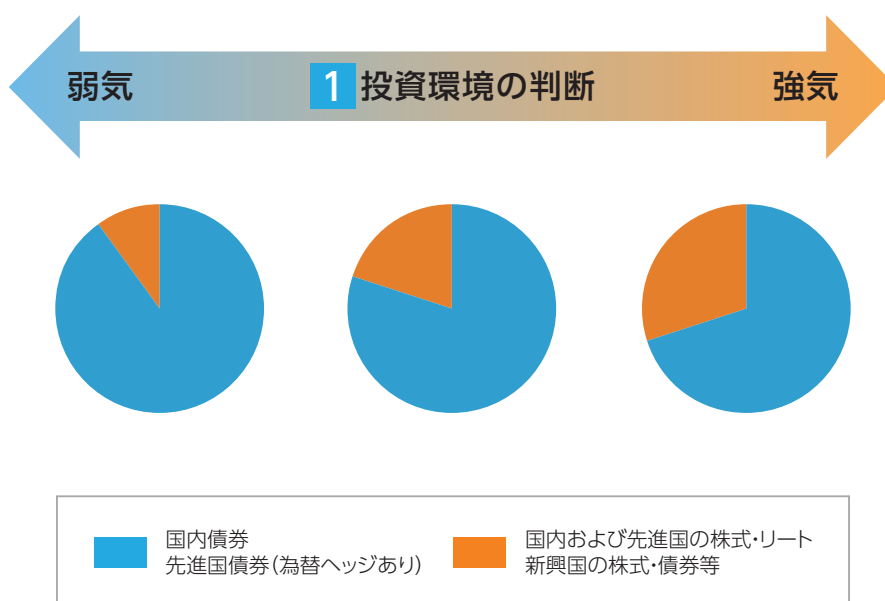
## 1 投資環境の変化に応じた資産配分の調整を通じて、信託財産の収益確保を目指します。



### Point

主として国内債券および先進国債券(為替ヘッジあり)に投資を行い、安定した収益の確保を目指しつつ、定量的手法による投資環境の判定基準にしたがって、国内および先進国の株式・不動産投資信託証券(リート)ならびに新興国の株式・債券等へも機動的に投資することにより、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

### 投資環境の判断と投資割合のイメージ



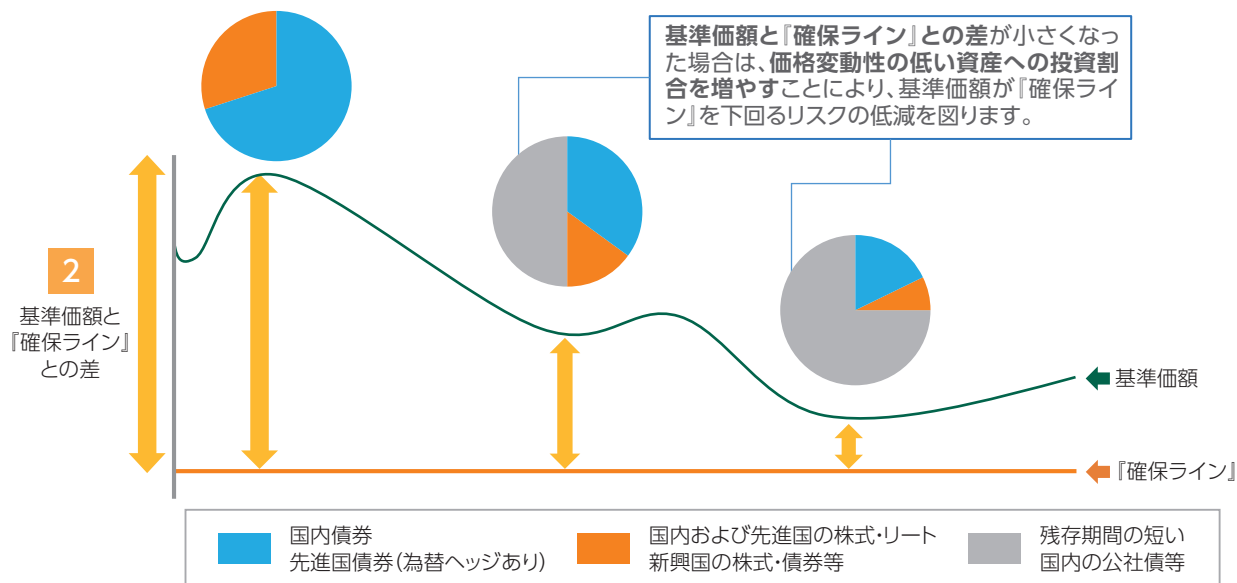
## 2 ファンドの基準価額下落時においても、あらかじめ設定した『確保ライン』を上回る水準で運用を継続することを目指します。



Point

投資環境の悪化等により基準価額が『確保ライン』に近づいた場合は、基準価額が『確保ライン』を下回るリスクを低減するために、残存期間の短い国内の公社債等へ投資を行い、価格変動性の低い資産への投資割合を増やします。

### 『基準価額と『確保ライン』との差』と投資割合のイメージ



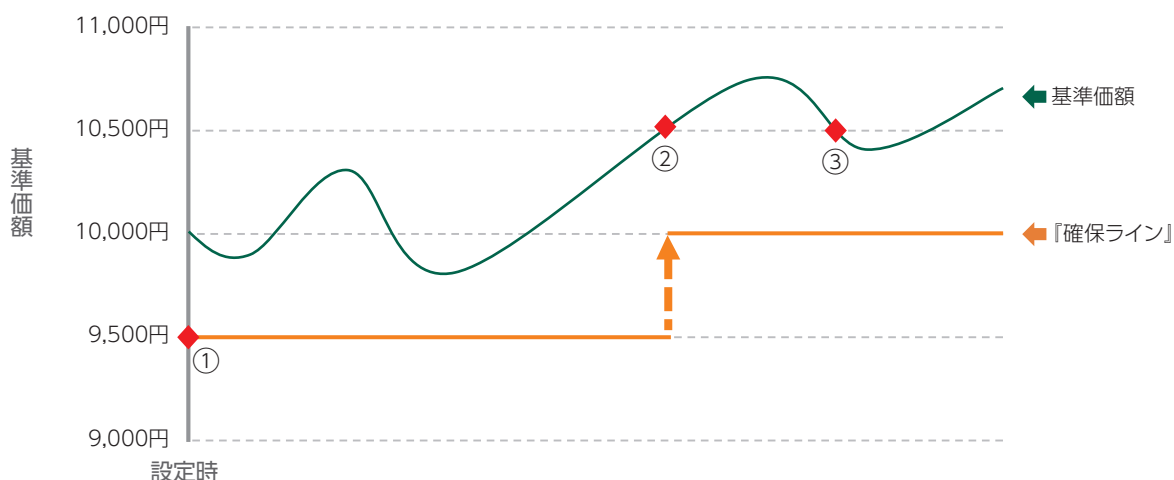
### 『確保ライン』は設定後に見直される場合があります。



Point

- ① 設定時の『確保ライン』は、9,500円とします。『確保ライン』の引き下げはありません。
- ② 信託期間中、基準価額が10,500円以上となった場合はその翌営業日より『確保ライン』を10,000円に引き上げます。以降の見直しはありません。
- ③ 『確保ライン』を10,000円に引き上げた後に基準価額が10,500円を下回った場合でも、『確保ライン』は10,000円に据え置きます(引き下げません)。

### 『確保ライン』の引き上げイメージ



#### ⚠️ ご注意ください

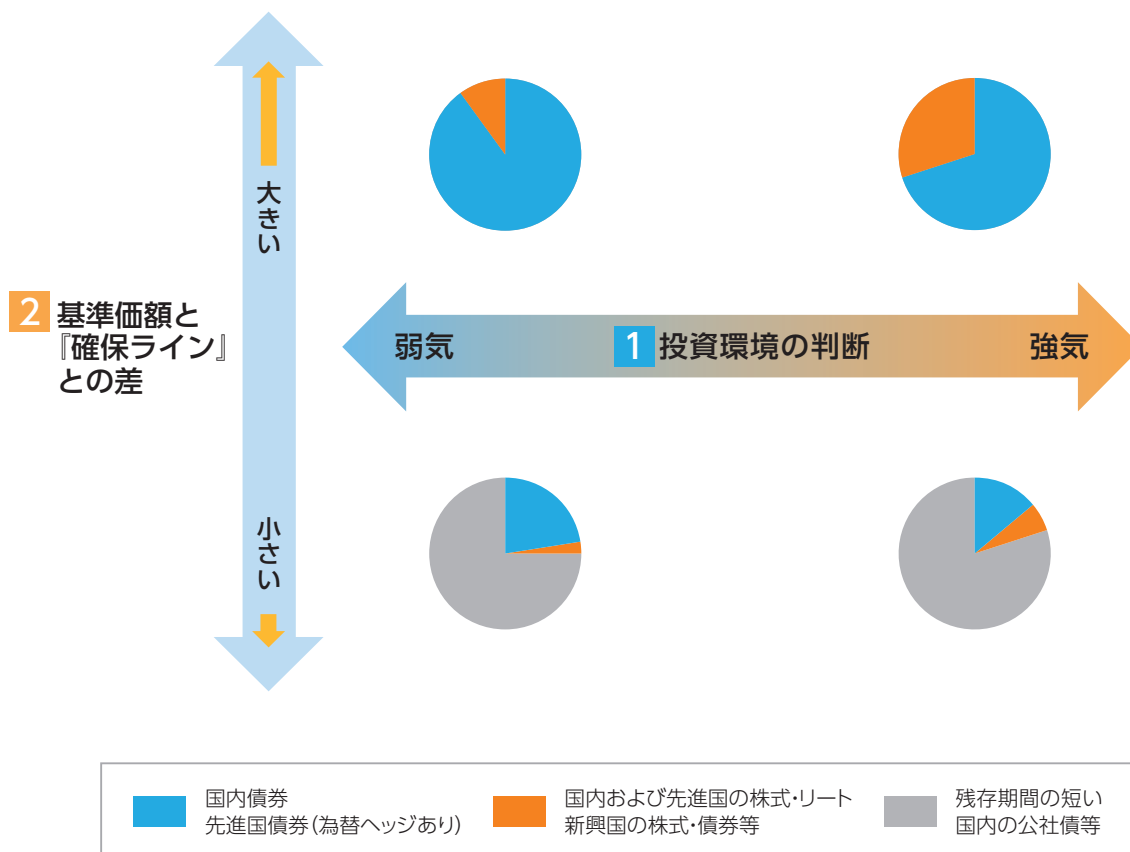
ファンドは、基準価額が下落時においても『確保ライン』を下回ることがないように運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行いますが、常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 投資対象資産への投資割合のイメージ

### 1 投資環境の判断 と 2 基準価額と『確保ライン』との差

2つの要因を組み合わせると、ポートフォリオの変更イメージは、以下のようになります。



#### ⚠️ ご注意ください

上記の図は、ファンドにおける投資割合の変化について説明することを目的に単純化したものであり、実際の運用において上記の投資割合で運用することを示唆・保証するものではありません。

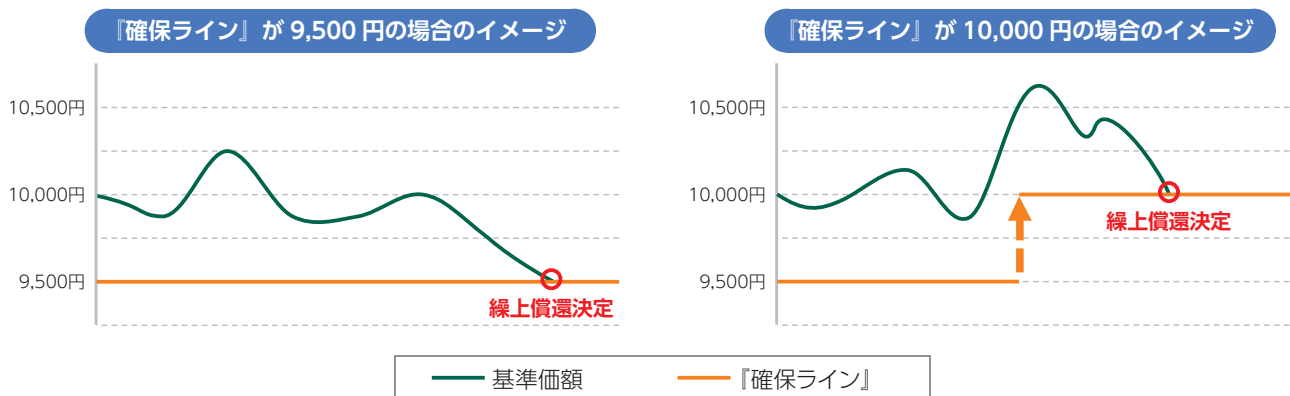
## ファンドの目的・特色

3

以下の条件に該当した場合、ファンドは繰上償還します。  
このとき、ファンド設定時に締結するりそな銀行との保証契約の履行により『確保ライン』を下回ることなく繰上償還します。

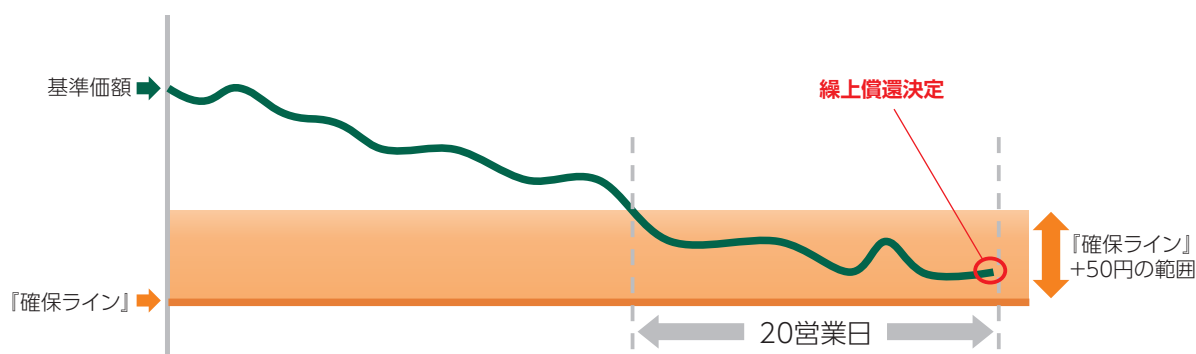
### 条件① 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合

短期金融資産等を中心とした安定的な運用に切り替え、繰上償還します。



### 条件② 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合

基準価額と『確保ライン』との差が小さくなった場合、基準価額が『確保ライン』を下回るリスクを抑制するために、相対的に価格変動リスクの小さい残存期間の短い国内の公社債等への投資割合を高めます。この場合、基準価額が『確保ライン』を下回るリスクは低下しますが、同時に、値上がりする可能性も低下します。したがって、基準価額が『確保ライン』+50円未満となる期間が20営業日連続する場合は、以降もこのような状況が継続する可能性が高いと考えられるため、ファンドを繰上償還します。



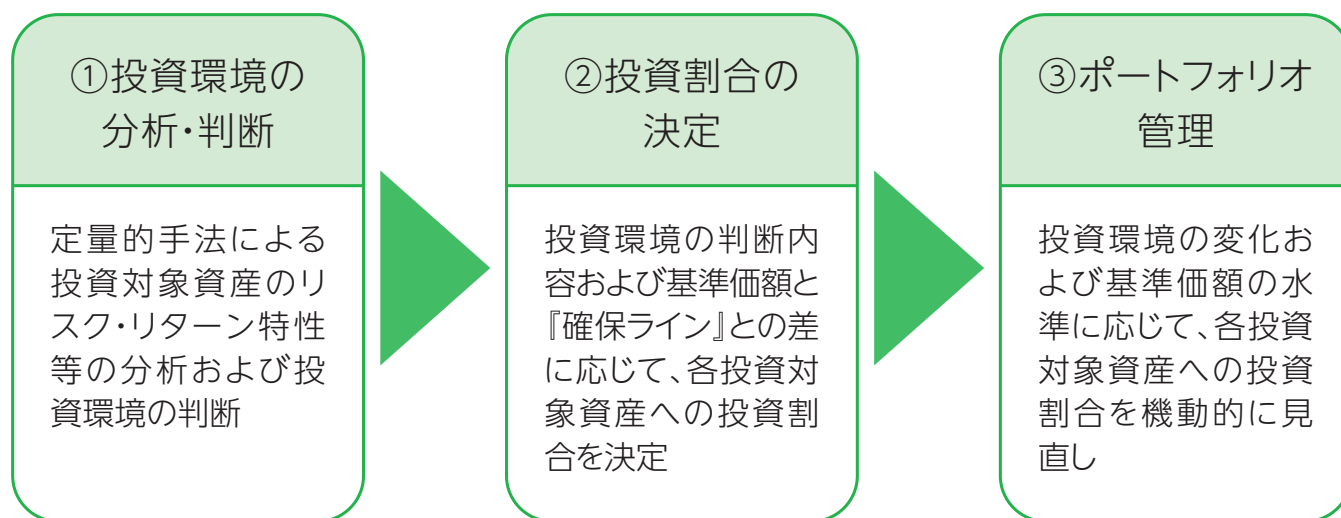
※繰上償還を決定した日の翌営業日より保有するすべてのマザーファンド受益証券を売却し、短期金融資産等を中心とした安定的運用に切り替え、繰上償還します。実質的投資対象資産の流動性や海外休業日の影響等により、繰上償還を決定した日から償還日まで日数を要する場合があります。

※保証契約には保証料がかかり、投資者に信託財産で間接的にご負担いただきます。詳しくは後述の「手続・手数料等 ファンドの費用・税金」をご確認ください。

※繰上償還について、詳しくは後述の「投資リスク その他の留意点」をご確認ください。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスのイメージ



※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## 分配方針

原則、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ①分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

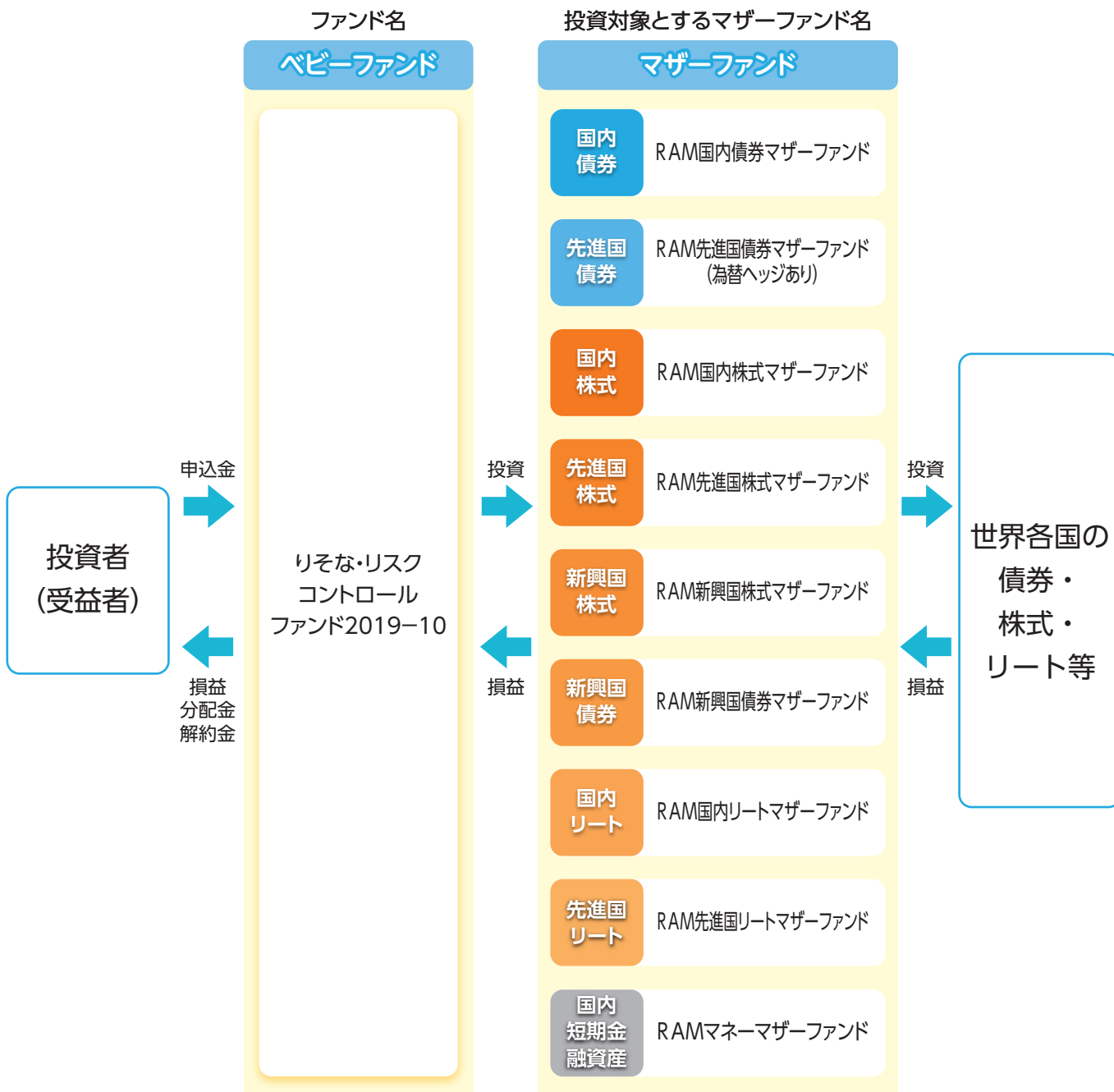
★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

ファンドは各マザーファンドを通じて世界各国の債券、株式およびリートなどに実質的に投資を行う、ファミリーファンド方式で運用を行います。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## インデックスの著作権等について

### ●RAM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。野村證券株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

### ●RAM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

### ●RAM国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### ●RAM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

### ●RAM新興国株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

### ●RAM新興国債券マザーファンド

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

### ●RAM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### ●RAM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

※RAMマネーマザーファンドには対象インデックスはありません。

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	金利(債券価格)変動リスク	金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。
	リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産価格、賃貸料等)、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることをしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
資産配分リスク	複数資産(国内・外の株式、債券、リート等)への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。	
信用リスク	実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。	
流動性リスク	時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。	
カントリーリスク	投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。	

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証契約は保証会社(株式会社りそな銀行)の信用リスクの影響を受けます。保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったときは、ファンドは繰上償還します。この場合、基準価額または償還価額は『確保ライン』を下回る可能性があります。

## その他の留意点

- 当ファンドは、基準価額が下落時においても『確保ライン』を割り込むことがないように運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行いますが、常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証会社の破綻等により保証契約が履行されない場合には、基準価額または償還価額が『確保ライン』を下回る可能性があります。
- 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。
  - ・ 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
  - ・ 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。
  - ・ 保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。
- また次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。
  - ・ 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。
  - ・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - ・ やむを得ない事情が発生したとき。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。また、運用ガイドライン等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

## 〔参考情報〕

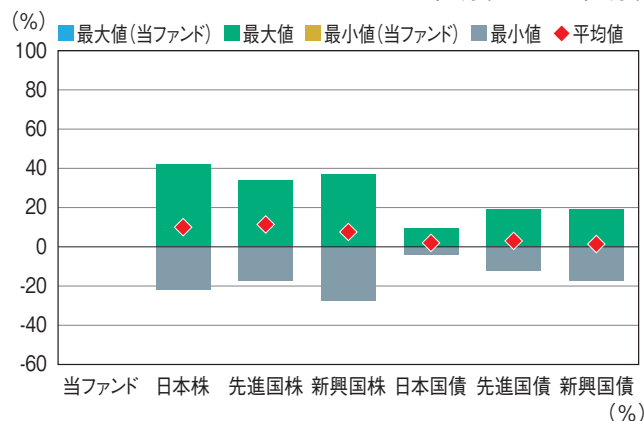
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年6月末～2019年5月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2014年6月～2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。

### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

ファンドは2019年10月31日に運用を開始する予定でありファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

- 最新の運用の内容等は、委託会社のホームページで開示することを予定しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<購入> 購入申込期間の最終日(2019年10月30日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込み分として取扱います。 <換金> 原則として、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したものを)を当日の申込み分として取扱います。
購入の申込期間	2019年9月17日から2019年10月30日まで
換金申込受付不可日	以下の日は、換金のお申込みを受付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みを取消することがあります。 また基準価額が『確保ライン』まで下落した場合は、償還日までの一定期間において換金のお申込みの受付けを中止する場合があります。
信託期間	2029年9月18日まで(2019年10月31日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。 ● 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。 ● 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。 ● 保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。 また次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ● 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回決算 9月15日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第1計算期間は、2019年10月31日から2020年9月15日までとします。
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「一般コース」のみの取扱いとなります。詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	500億円

## 手続・手数料等

公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となることがあります。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用																																											
購入時手数料	ありません。																																										
信託財産留保額	ありません。																																										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">信託報酬=日々の純資産総額×信託報酬率</p> <p>①当初設定日以降、2019年12月5日まで</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運用管理費用 (信託報酬)</th> <th colspan="3">配分(税抜)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率1.2204%* (税抜)1.13%</td> <td>年率0.495%</td> <td>年率0.605%</td> <td>年率0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*消費税率が10%になった場合は、年率1.243%となります。</p> <p>②2019年12月6日以降</p> <p>1か月に1度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド(RAMマネーマザーファンドを除きます。)の時価総額のうち当ファンドが保有する部分の合計が、純資産総額に占める割合(以下「リスク性資産割合」といいます。)に応じ、以下の表に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスク性資産割合</th> <th rowspan="2">運用管理費用 (信託報酬)</th> <th colspan="3">配分(税抜)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td> <td>年率1.2204%*1 (税抜)1.13%</td> <td>年率0.495%</td> <td>年率0.605%</td> <td>年率0.03%</td> </tr> <tr> <td>25%以上 50%未満</td> <td>年率0.5508%*2 (税抜)0.51%</td> <td>年率0.216%</td> <td>年率0.264%</td> <td>年率0.03%</td> </tr> <tr> <td>25%未満</td> <td>年率0.2916%*3 (税抜)0.27%</td> <td>年率0.108%</td> <td>年率0.132%</td> <td>年率0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。 *1…1.243% *2…0.561% *3…0.297%</p> <p>*基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の運用管理費用の総額は0円とします。</p> <p>*運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)			委託会社	販売会社	受託会社	年率1.2204%* (税抜)1.13%	年率0.495%	年率0.605%	年率0.03%	リスク性資産割合	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)			委託会社	販売会社	受託会社	50%以上	年率1.2204%*1 (税抜)1.13%	年率0.495%	年率0.605%	年率0.03%	25%以上 50%未満	年率0.5508%*2 (税抜)0.51%	年率0.216%	年率0.264%	年率0.03%	25%未満	年率0.2916%*3 (税抜)0.27%	年率0.108%	年率0.132%	年率0.03%	支払先	主な役割	委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用 (信託報酬)		配分(税抜)																																								
		委託会社	販売会社	受託会社																																							
	年率1.2204%* (税抜)1.13%	年率0.495%	年率0.605%	年率0.03%																																							
	リスク性資産割合	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)																																								
			委託会社	販売会社	受託会社																																						
	50%以上	年率1.2204%*1 (税抜)1.13%	年率0.495%	年率0.605%	年率0.03%																																						
	25%以上 50%未満	年率0.5508%*2 (税抜)0.51%	年率0.216%	年率0.264%	年率0.03%																																						
	25%未満	年率0.2916%*3 (税抜)0.27%	年率0.108%	年率0.132%	年率0.03%																																						
	支払先	主な役割																																									
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価																																										
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																																										
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																																										
保証料	<p>保証契約にかかる保証料は、ファンドの純資産総額に対して、年率0.216%を乗じて得た額とします。 保証料は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p>*上記の運用管理費用(信託報酬)に保証料を加えた費用は最大で年率1.4364%*(税込)となります。 *消費税率が10%になった場合は、年率1.459%となります。</p> <p>*基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の保証料の総額は0円とします。</p>																																										
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</li> <li>有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。</li> <li>外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。</li> <li>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。</li> </ul> <p>上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。</p>																																										

※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。  
 ※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。  
 ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

## 手続・手数料等

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記税率は2019年5月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

